

広島県選挙管理委員会告示第三十七号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、三原市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十三年五月十九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定		施 設	
名 称	所 在 地	変 更 事 項	変 更 後
幸崎コミュニティセン ター	三原市幸崎町能地二八 八三番地	所在地	三原市幸崎能地三丁目 八番一三号